

一般競争入札を行うので、鉏路市契約規則（平成17年鉏路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2022年(令和4年)5月24日

鉏路市長 蝦名大也

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 文書共有システムに係るクラウドサービス提供業務
- (2) 業務概要
ア 別添仕様書による。
イ 予定価格 830,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 履行期間 2022年(令和4年)7月1日から2023年(令和5年)3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- (1) 2022年(令和4年)5月24日において、前1年以上文書共有システムに係るクラウドサービス提供業務に関する事業を営み、かつ、事業高がある者であること。
- (2) 仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (3) 鉏路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (5) 審査基準日において、鉏路市に住民登録がある者が勤務している事業所（従業員数が3人以上のものに限る。）は、鉏路市から課税されている市道民税の特別徴収を実施していること。
- (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に該当する場合は、厚生年金保険に加入していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 鉏路市暴力団排除条例（平成24年鉏路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、鉏路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (10) 公告の日から入札執行日までにおいて、鉏路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 人口16万人以上の市との間で、次の要件を満たす実績を2件以上有すること。
ア 議会の会議及び委員会に関して、本業務と同種の業務に係る契約を締結し、及び誠実に履行した後、当該契約と同内容の契約を再度締結し、かつ、2022年(令和4年)5月24日時点において、当該再度締結した契約の履行中であること。

3 入札参加資格の審査

(1) この入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

- (ア) 入札参加資格審査申請確認票（様式1）
- (イ) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (ウ) 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- (エ) 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式4）
- (オ) 財務諸表
- (カ) 商業登記簿謄本又は身分証明書
- (キ) 釧路市税完納証明書
- (ク) 厚生年金保険の加入を証明できる書類
- (ケ) 消費税納税証明書
- (コ) 市道民税特別徴収税額の決定通知書（釧路市発行）
- (サ) 仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明する書類（取扱説明書等）
- (シ) 2(11)に該当することを証明する実績調書（様式5）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間

資格審査の申請は、2022年(令和4年)5月24日から2022年(令和4年)5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の毎日午前8時50分から午後5時20分までの間にしなければならない。

エ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市議会事務局議事課総務担当
電話 0154-31-4581

オ 提出方法

持参又は送付によること。なお、送付については、配達証明郵便、信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものとし、提出期間に必着のこと。

(2) 入札参加資格の審査に関する申請書類は、釧路市役所ホームページ（<https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/nyuusatsu/satsu300002.html>）に掲載する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(4) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書をファクス又は電子メールにより通知する。

(1) 通知日時

2022年(令和4年)6月8日 午前9時から午後5時まで

(2) その他

- ア 通知日の翌日において、いまだ通知がない場合は、3の(1)エに連絡し確認すること。
- イ 審査結果について、電話等による質問は受け付けない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。この場合には、2022年(令和4年)6月9日までに書面(任意様式)を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、釧路市議会事務局議事課総務担当に持参、送付、ファクス(0154-23-7679)又は電子メール(gi-gikai@city.kushiro.lg.jp)により提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2022年(令和4年)6月10日までに回答する。

6 質問及び回答

- (1) 本業務に関して質問がある場合は、次のとおり質問書(任意様式)を受付場所へ持参、送付、ファクス又は電子メールにより提出すること。
 - ア 受付期間・時間
3の(1)ウと同じ。
 - イ 受付場所
3の(1)エと同じ。
- (2) (1)の質問があった場合においてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。なお、質問への回答は本告示の追加又は修正とみなす。
 - ア 閲覧期間
2022年(令和4年)6月2日から2022年(令和4年)6月20日まで(市の休日を除く。)の毎日
午前8時50分から午後5時20分まで
 - イ 閲覧場所
3の(1)エと同じ。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 2022年(令和4年)6月20日(月)午後4時
- (2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所2階 釧路市議会議長応接室

8 入札書の記載方法

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書を次に掲げる方法により送付すること。(電報、ファクス又は電子メ

ール等による入札は認めない。)

ア 簡易書留、特定記録などの配達証明郵便、または信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものにより、次のイに掲げる日付を配達指定日として送付すること。

イ 配達指定日

2022年(令和4年)6月20日(月)

ウ 提出先

3の(1)エと同じ。

エ 二重封筒で送付すること。「商号又は名称」及び「入札件名」(1の(1)に掲げる業務名をいう。)を記載した内封筒に入札書を封かんし、これを「親展」と記載した外封筒に封かんするものとする。

10 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 有効な入札のうち、落札者となるべき価格で入札した者が2者以上あるときは、契約事務に関わりのない釧路市職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が決定しないときは、日時を改めて再度の入札を行う。なお、再度入札は、入札執行日時及び場所、送付の場合の提出期限等を別に定め、参加者に通知するものとする。
- (4) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (5) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (6) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他、釧路市物品購入等入札心得(以下「入札心得」という。)第7条による。

12 入札保証金

契約規則第5条に基づき、入札執行前に入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を別に定める方法により納付すること。ただし、契約規則第6条各号に掲げる場合を除く。

13 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日(市の休日を除く。)に、釧路市役所ホームページにより公表する。

14 契約締結期限

2022年(令和4年)6月27日までに契約を締結するものとし、期限内に契約を締結しない場合は落

札を取り消すこととする。

15 契約保証金

契約規則第29条に基づき、契約締結に際し、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を別に定める方法により納付すること。ただし、契約規則第30条各号に掲げる場合を除く。

16 契約書作成の要否

要する。

17 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、契約規則、釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号）、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

18 問合せ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市議会事務局議事課総務担当

電話 0154-31-4581